

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010長第106号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月20日 07時20分ごろ	
発生場所	長崎県新上五島町若松島南岸 佐尾港北防波堤灯台から真方位307° 3.9海里付近 (概位 北緯32°52.0′ 東経128°59.2′)	
事故等調査の経過	平成22年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 砂利運搬船 第五十八親力丸 ^{おやりき} 、1,357トン 船舶番号、船舶所有者等 128518、親力海運株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	プロペラ及び両舷側ビルジキール曲損、船底擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、船首約3.8m、船尾約5.5mの喫水で若松島南岸の碎石会社専用岸壁に着岸作業中、平成22年7月20日07時20分ごろ、南西の風に圧流され、船底が浅所に接触した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約9m/s 海象：潮汐 下げ潮の末期 波高 約1.0m	
その他の事項	船長は、碎石会社専用岸壁へ着岸する操船経験が5回あり、海図などにより付近の水深や浅所を確認していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、若松島南岸において着岸作業中、船長が風を考慮した適切な操船を行わなかったため、南西からの風に圧流され、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、若松島南岸において着岸作業中、風を考慮した適切な操船を行わなかったため、南西からの風に圧流されて浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	